

鳥取港の港湾施設使用料の一部改正及び利用方法に関する説明会 質疑応答等

鳥取県港湾課、鳥取港湾事務所

○日時：令和6年12月11日（水）午後2時～午後3時10分

○場所：とりぎん文化会館 第2会議室

○出席者数 35名

○質疑応答（主なもの）

<6号岸壁での釣り客の乗降について>

質問	回答
・岸壁の間口は約70メートル、係留中は5本あり、また、6号岸壁でお客様の乗降する遊漁船が40隻程度と説明を受けたが、どれくらいの乗降する時間を見込んでいるのか。	・1隻当たりの乗降が15分程度、70メートルのバースだと3から4バースは付けられます。1時間当たりに換算すると、12から16隻。3時間程度で40隻は出ていけると考えています。
① 6号岸壁への横付けでは4隻程度しか係留できない。賀露住民に道路、歩道などへの駐車に迷惑をかけている。提案として、縦付けできる船は縦付けでもよいのではないか。全隻ではなく2便の船は6号岸壁でお客様の乗降をしてもらうことでもよいのではないか。 ② 6号岸壁だけで40隻をさばくのは厳しい。3号岸壁、5号岸壁、7号岸壁及び物揚場でも乗降できる等、柔軟な対応を検討していただきたい。	① 令和7年度は試行期間としているため、その運用の中で検討してみたいと考えています。 ② 7号岸壁及び物揚場の検討は可能です。3号岸壁は制限区域であること、5号岸壁は港湾工事が始まるため対応は難しいです。
・令和7年度から、6号岸壁の乗降に協力いただける方はおられるのか。	・申込はいただいていません。

【主な意見】

- ・令和7年度は試行実施ではなく、何年何月から実施することでよいのではないか。曖昧な声掛けでは6号岸壁での釣り客の乗降は誰も協力はしない。
- ・遊漁船長は、釣り客が道路、歩道、バス停や空き地に駐車し、賀露の住民に迷惑をかけているという自覚をもたないといけない。
- ・賀露1号物揚場に係留する全ての遊漁船釣り客の乗降を6号岸壁で行うと、船が密集状態になり事故に繋がるおそれがある。特に1便の寄港と2便の出発で船が集中する夜間の時間帯は危険である。



〔 資料2のとおり、釣り客の乗降場所と駐車場について見直しを行いました。 〕

<釣り客の駐車場について>

質問	回答
・お客様が荷物を船に積み込むときは、賀露1号物揚場に車を駐車してよいか。	・賀露1号物揚場に車が集中することは避けたいと考えています。車列ができることが想定されるため、そのような利用はできません。
・県は賀露周辺に駐車場を整備している。そこに停めることはできないか。	・駐車場は、公園利用者、港湾利用者のために整備したものです。遊漁船のお客様も港湾利用者と考えられるため、利用することは可能と考えています。

【主な意見】

最短距離でお客様の乗降場所と駐車場があれば有り難いと思う。

裏面あります。

<その他>

質問	回答
・千代地区ボートパーク内の一時係留場所は、5月から10月は係留させていただくこととなるが、お客の乗降はどこでしたらよいか。	・お客の駐車場は千代地区ボートパークの駐車場を利用させていただき、乗降は、鳥取マリーナのところで行っていただいで結構です。
・1号物揚場に設置されているチェーンが切れそうになっている。海が荒れるとチェーンが切れるのではないかと心配している。	・チェーンを修繕しようとする、全ての船を別の場所に移動させないといけません。計画を立てて、皆さんに協力いただきながら進める必要があります。 現状の把握から進め予算措置をしていかないといけなため、すぐに交換はできません。

【主な意見】

令和8年4月1日から賀露1号岸壁・賀露2号岸壁・賀露1号物揚場・賀露2号物揚場で係留する遊漁船は、1隻当たり年間82,000円の使用料を納めることとなるが、今後の施設修繕を考えた時に、その使用料で足りるか心配である。もっと高くてもいいのではないかと。

(参考)

説明会で説明したスケジュール(案)

以下は説明会で御説明した内容を表形式でまとめたものです。

年度	内容
令和7年度	○千代地区ボートパーク内に一時係留場所を設定。(6隻分:予定) 事前に鳥取港湾事務所に届出が必要。(応募者多数の場合は抽選で決定) ※令和8年度以降は使用許可・使用料の納入。(8,200円/月・隻)
令和8年度	○新たな使用料の設定 ・賀露1号岸壁、賀露2号岸壁、賀露1号物揚場、賀露2号物揚場 82,000円/年・隻 8,200円/月・隻 820円/日・隻 ・千代地区ボートパークに日単位の使用料の設定 6メートル未満:740円/日・区画 6メートル以上8メートル未満:990円/日・区画 ・千代地区ボートパーク内一時係留場所(再掲) 8,200円/月・隻 ○釣り客の乗降場所及び駐車場(別添参照)
令和11年度	○賀露1号物揚場に係留している船長8メートル未満の船舶は千代地区ボートパークに移動 ※使用料の額は最終決定したものではありません。